

入園児童保護者	様
企業主導型保育施設 施設長	様
事業所内保育施設 施設長	様
小規模保育施設 施設長	様
認可外保育施設 施設長	様
保育所（園） 施設長	様
幼稚園 施設長	様
幼稚園型認定こども園 施設長	様
幼保連携型認定こども園 施設長	様

古河市長 針 谷 力
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス対応に際しての古河市内幼児教育・保育施設運営方針について（変更）

日頃から古河市の幼児教育・保育行政に関し、ご支援ご協力をいただき誠にありがとうございます。さて、令和 2 年 11 月 30 日付けで、茨城県により古河市が新型コロナウイルス感染症「感染拡大市町村」と指定されましたが、同年 12 月 13 日をもって解除となりました。

新型コロナウイルス感染症自体につきましては、未だ収束の目途が立っていない状態ですが、国民の安定的な生活の確保や社会の安定の維持が求められているところであり、令和 2 年 12 月 10 日付けの国からの通知でも、とりわけ、医療従事者等の子どもに対し、必要な保育を提供するよう求められております。

このようなことから、古河市内の幼児教育・保育施設の運営に際しましては、令和 2 年 5 月 21 日付けで発出した標記の運営方針及び令和 2 年 11 月 30 日付け「新型コロナウイルス感染拡大防止に関する対応の再確認及び保育料等の取扱いについて」を、次のとおり変更いたしましたので通知します。（変更点 表示された部分です。）

今後、国や茨城県等から本方針の変更を要する方針が示されるまでは、この運営方針を古河市の幼児教育・保育施設の最低基準として、運営及びご協力をお願いいたします。

末尾となりましたが、保護者の皆様、また、幼児教育・保育施設の皆様のこれまでのご協力に感謝すると共に、今後につきましても、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止にご協力願います。

記

【古河市内幼児教育・保育施設運営方針（令和 2 年 12 月 14 日以降）】

1. 開園について

保育園や認定こども園等教育・保育給付認定 2・3 号児童の受入施設については、保護者が働いており、家に 1 人であることができない年齢の子どもが利用するものであることから、感染の予防に留意した上で、原則として開園とします。

幼稚園においても、保護者が働いている場合もあることから、原則として開園のうえ、働いている保護者等長時間の保育が必要な子どももいることから、預かり保育も実施とします。

なお、このことは、特段の保育必要事由のない 1 号認定の児童の教育のための登園を妨げるものではありません。

また、新たな感染拡大が発生した際に、登園自粛をお願いするか否かの判断は、古河市が行うこととします。

2. 児童の体調及び登降園管理について

- (1) 登園前に自宅にて児童の検温をしていただき、登園時に各施設任意の様式により、発熱や体調不良の症状がないかを施設に報告してもらい、新型コロナウイルス罹患の可能性が少ないことを確認の上、児童の受け入れを行うこととします。

なお、この際に、児童に次の症状が認められる場合には、児童の登園をお断りします。

① 児童に咳など風邪の症状や当該児童の平熱を上回る発熱がある場合

② 児童に強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合

※ 児童については、平熱に個人差があることから、普段の児童の体調等から判断し、保護者や保育士等施設職員が違和感を覚えるような症状等がみられるか否かも登園可否の判断としてご考慮願います。

※ 保護者や児童のきょうだい等、同居家族に同様の症状がある場合、児童の登園を自粛するようお願いします。

- (2) 登園後は、児童の体調管理を徹底することとします。

幼児教育・保育施設での保育中、児童に、当該児童の平熱を上回る発熱や強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）が確認された場合は、保護者様へ連絡をするとともに、感染拡大防止のための対応（隔離など）を行います。

- (3) 過去に児童の平熱を上回る発熱等があった場合、解熱後、24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは、登園をお断りします。

なお、病児保育については、医師の診断を参考に利用についてご検討願います。

- (4) 送迎を行う保護者については、マスク等、口元を覆うものの着用を順守願います。

- (5) 送迎時等、保護者同士については、2m程度の間隔を空けるようお願い願います。

3. 施設内環境について

- (1) 児童の手洗い・うがいを徹底願います。

- (2) 換気の徹底

換気扇等、換気設備を常時使用し、換気量を確保願います。

換気扇等で対応が困難な場合は、30分に1回、5分程度、2方向の窓を全開にする等の方法で必要換気量を確保するよう願います。

- (3) 施設設備の消毒作業の時間を定め、定期的に消毒を行い、その記録を保護者が確認できる場所に掲示等行うよう願います。（消毒の頻度については、嘱託医等と相談の上、定める。）

※目安として、複数の人の手が触れる場所や設備は1時間に1回。

- (4) 鼻水や唾液などが付いた可燃ごみは、蓋つきのごみ箱等に密閉して捨てるようにし、ごみを回収する場合は、手袋を着用の上、脱いだ後は手指の消毒を行うよう願います。

- (5) 外部から施設への来訪者については、衛生保持に留意し、必要最小限にとどめ、委託業者等についても、物品の受け渡し等は玄関など施設の限られた場所で行うようにし、施設内に立ち入る場合については、体温を計測してもらい、発熱等が認められる場合は立ち入りを断るよう願います。

- (6) 当該施設内で、新型コロナウイルス罹患者が発生した場合の施設消毒につきましては、施設職員が入念な消毒を行う等、可能な限り速やかに登園再開できるようご尽力願います。

4. 行事等の実施について

- (1) 園外活動等行事については、国県市から外出自粛要請等がない限り、施設判断としますが、

園行事は、保護者や児童、施設職員にとっても大切な思い出であるため、実施する場合は、**感染拡大防止対策の実施内容も含め、必ず文書又は電子メールにて全ての保護者への事前周知等により同意を得た上で、最小限の規模・内容とし、短時間で実施することとします。**

- (2) 地域の方々への行事案内を控えるとともに、不要不急の来所の自粛を求めます。
また、職員や児童は、外部の不特定多数の者との接触を極力避けるようご尽力願います。

5. 施設職員について

- (1) 施設の職員については、平常時の体温を確認しておき、出勤前に各自で体温を計測し、発熱や呼吸器症状が認められる場合には、出勤を行わないことを徹底願います。
また、出勤後に改めて検温や体調確認を行い、自分以外の他の職員が確認願います。
- (2) 発熱や倦怠感等健康に不安を感じた職員については、必ず施設管理者にご報告願います。
また、新型コロナウイルス罹患者と濃厚接触であることが判明した場合や特に同居親族等近親者が新型コロナウイルスに罹患したことが判明した場合も、必ず施設管理者にご報告願います。
- (3) 過去に発熱等が認められた場合にあつては、解熱後 24 時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは同様の取扱いとします。なお、このような状況が解消した場合であっても、引き続き当該職員等の健康状態にご留意願います。

※ここでいう職員とは、子どもに直接サービスを提供する職員だけでなく、事務職や送迎を行う職員等、当該施設の全ての職員やボランティア等を含む。

(4) 職員は、必ずマスクを着用して保育に当たるよう願います。

(5) 職員は、児童の保育を行う場に入室する毎に、手洗い・手指も消毒を行うこととするよう願います。

なお、消毒液等が不足する場合は、古河市に次亜塩素酸水の提供を求め、古河市はこれを拒みません。

6. 新型コロナウイルス罹患発生時等の登園自粛要請等について

- (1) 濃厚接触者が確認された場合：

当該濃厚接触者のみ登園又は出勤停止とし、他の児童や職員は通常登園又は出勤可とします。(他の入園児童保護者へは特段の周知は行いません。)

この場合、濃厚接触者として判断された児童については、以下の基準に基づき、保育料等の還付を行います。(通常、濃厚接触者として判断された場合は、PCR検査の結果如何に関わらず、14 日間の外出自粛が保健所から求められます。)

なお、濃厚接触者以外の児童につきましては、登園自粛要請は発出しません。

【計算式】(公立保育所の「副食費」の場合も同様の計算式となります。民間幼児教育・保育施設の「副食費」につきましては、当該施設へ直接ご確認願います。)

3号認定子どもの教育・保育給付認定保護者の属する階層に係る施行令第4条に定める額(月額保育料)×その月の臨時休園等の日を除く開所日数÷25(※この「25」は固定値のため、月によって変更はしない。)

- (2) 「陽性者」が確認された場合：

当該陽性者のみ登園又は出勤停止とし、他の児童や職員は通常登園(施設消毒完了後)又は出勤可としますが、この場合は複数の方が「濃厚接触者」と判断される可能性がありますので、個人情報に留意した上で「陽性者」が発生した事実を、入園児童保護者へ周知します。

この際に、濃厚接触者に該当する場合は、前述の6(1)の対応となります。

なお、この連絡期間も考慮した上での施設消毒中の休園となりますので、ご理解願います。

また、保育料等の還付につきましては、6（1）に同じです。

なお、6（1）と同様に、陽性者及び濃厚接触者以外の児童につきましては、登園自粛要請は発出しません。

（3）濃厚接触者及び陽性者共通事項

施設から市への連絡により、出席停止となる児童につきましては、後日、市から「休園依頼」の通知がご自宅へ届きます。

感染拡大防止に際して必要な、施設から市への情報提供ですので、ご理解願います。

7. 医療従事者を身内に持つ児童等に対する差別の禁止

新型コロナウイルス感染症に係る対応において、医療従事者等の子どもの預かりが拒否される等の事例が指摘されているところですが、医療従事者等は、感染防御を十分にした上で、対策や治療にあたっておられます。新型コロナウイルス感染症の対策や治療にあたる医療従事者等の子どもに対する偏見や差別は断じて許されるものではありません。

なお、このことは施設のみではなく、保護者間でも同様とします。

8. その他

（1） 保護者への全体周知事項は、電子メールや紙媒体の文書等により周知願います。

（2） 施設内で新型コロナウイルス罹患等が発生した場合は、別紙「幼児教育・保育施設における新型コロナウイルス罹患等発生時の対応（令和2年12月14日変更）」に基づく対応をお願いします。

（3） 上記の（2）の休園する場合以外で、特段症状のない児童を保護者の判断で休園することは妨げませんが、市で登園自粛を要請していない場合は、保育料等の日割り還付の対象とはならないことにご留意願います。

（4） 施設は、新型コロナウイルスの対応において疑義がある場合は、古河市に確認するよう願います。

古河市は、施設から疑義があった場合であって回答が困難な場合は、茨城県等に確認することとします。

（5） 施設は、施設内で新型コロナウイルスの罹患や濃厚接触者を確認した場合は、速やかに古河市へご報告願います。

（6） 施設や古河市は、施設内で新型コロナウイルスの罹患を確認した場合は、個人情報に留意した上で、当該施設に入園している保護者に周知を行います。

【保護者の皆様へのお願い】

（1） この方針に沿って行う施設からの依頼等に対しては、順守していただくよう願います。

（2） 保育中、当該児童の平熱を上回る発熱や強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）が確認された場合など、施設から連絡があった場合は、可能な限り早急にお迎えに来ていただくよう願います。

【参考】

新型コロナウイルス関連についての厚生労働省電話相談窓口（フリーダイヤル）

電 話：0120-565653

受付時間：9時から21時（土日・祝日も実施）

【問合せ先】〒306-0291 茨城県古河市下大野 2248
古河市役所（総和庁舎）福祉部 子ども福祉課
TEL：0280-92-3111（内線 3327・3328・3329）